

教職員非違行為対応マニュアル

- 情報セキュリティポリシー -

下諏訪町立下諏訪中学校

平成 28 年（2016 年）10 月

【1】体罰防止について日常の取り組みと発生時の対応

(1) 体罰に対する正しい理解と認識を持つ。

- ・「職場内研修」の実施等による啓発
- ・「教職員の皆さんへ『体罰の根絶に向けて』」(H23.12 長野県教育委員会)の活用

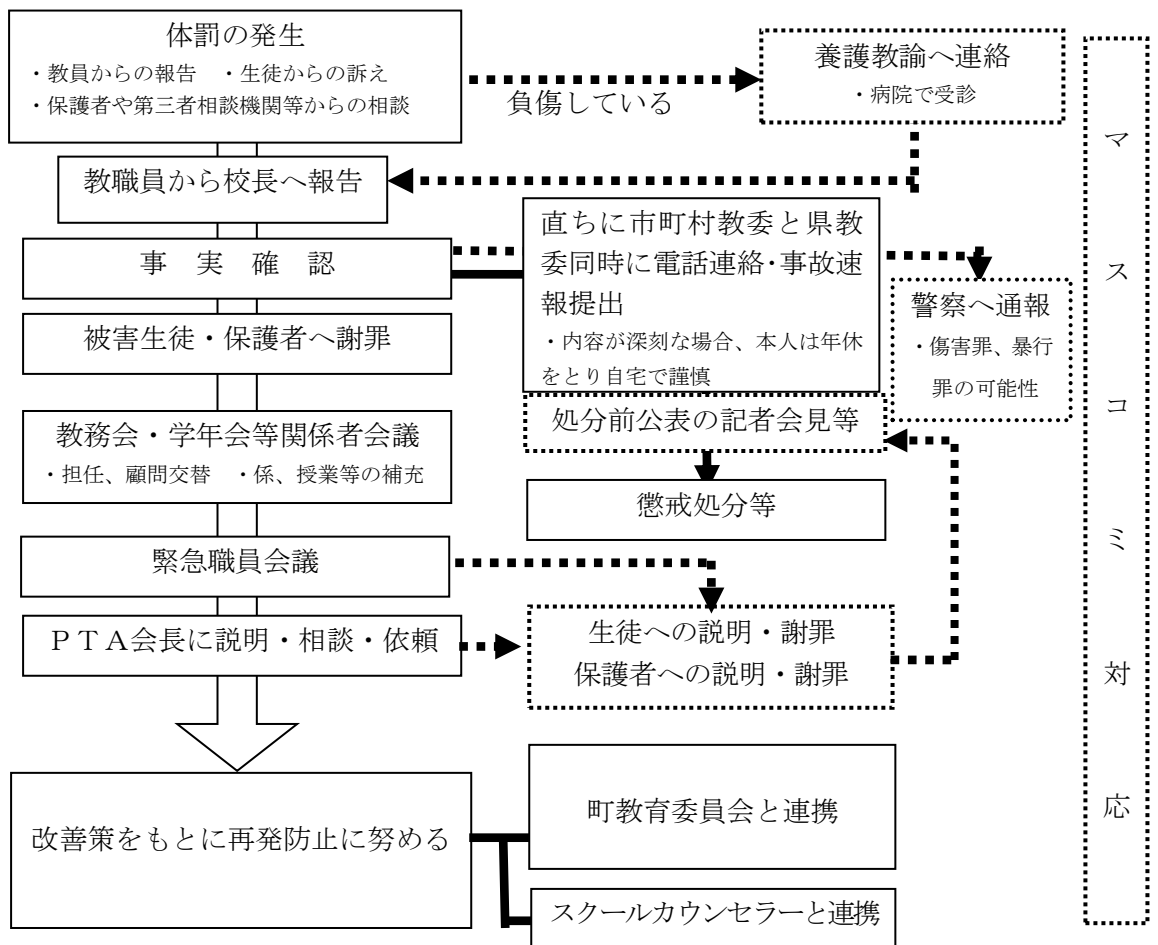
(2) 学校としての組織的取組

- ・生徒指導上の問題を一人で抱え込まないよう、生徒指導委員会等を中心に、組織で対応する。
- ・「体罰根絶に向けた運動部指導者研修会」や「学校体育・スポーツ研究協議会」の研修内容について校内で伝達講習を行う。
- ・生徒・保護者・教職員を対象とした定期的なアンケート調査の実施
- ・生徒・保護者への第三者相談機関(毎年県教委から通知される)の周知徹底

(3) 良好な人間関係づくり

- ・職員間の報告・連絡・相談が円滑に行われるような職場の人間関係
- ・児童生徒のシグナルを見落とさない児童生徒との人間関係

(4) 体罰事案に対する対応の具体

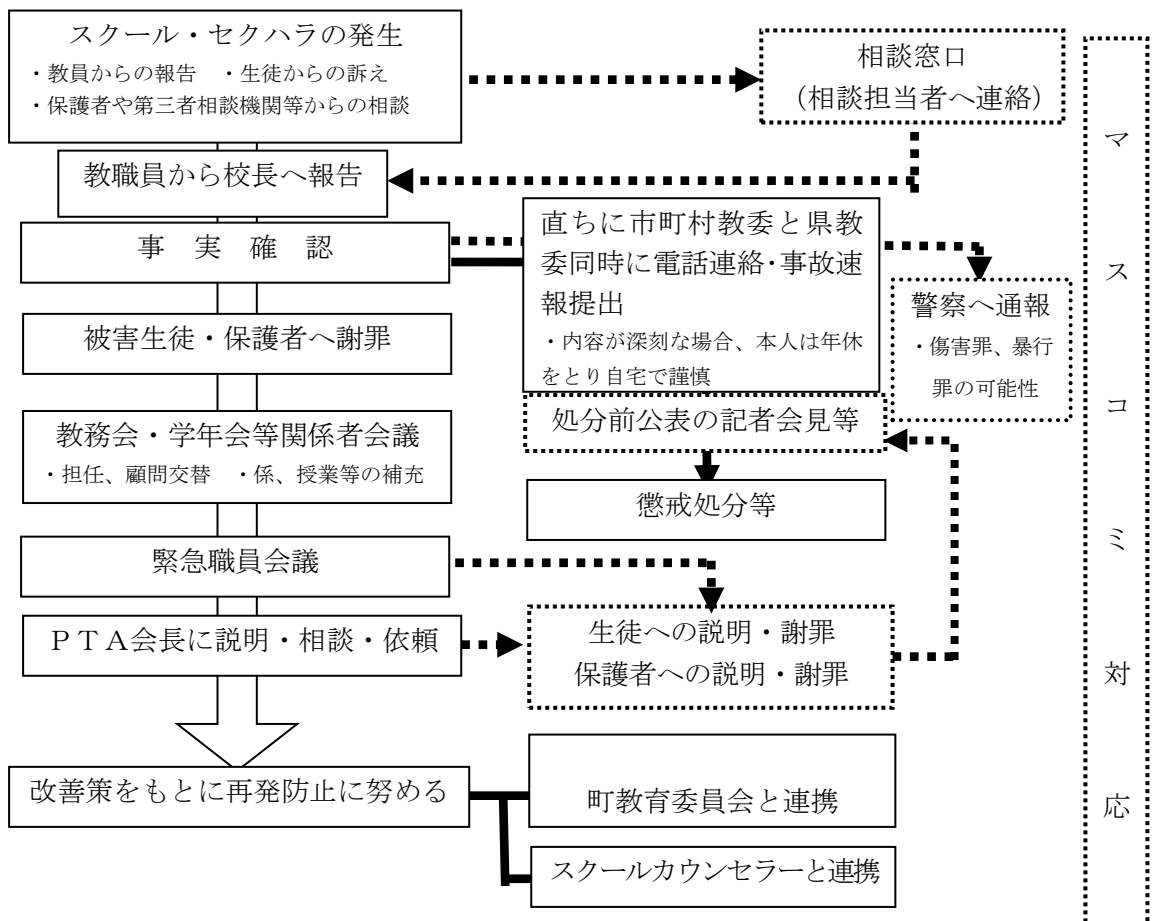


(5) 留意点

- ① 生徒からの事情聴取にあたって、教職員は威圧的な態度にならないよう注意する。
- ② 被害者の意向やプライバシーに十分配慮して、誠意を持って謝罪・対応する。
- ③ 校長(教頭)と学級担任が被害者宅を訪れ、被害者と保護者に非違行為の説明と謝罪をする。
- ④ 学級や部活動の保護者会で説明・謝罪をする場合には、PTA会長や必要に応じそれぞれの保護者会長にも非違行為の状況等を説明し、協力を依頼する。

【2】スクールセクハラ防止について日常の取り組みと発生時の対応

- (1) スクール・セクハラに対する正しい理解と認識を持つ。
- ・「職場内研修」の実施等による啓発
 - ・「なくそう スクール・セクハラ」(H20.10 長野県教育委員会)の活用
- (2) 学校としての組織的取組
- ・保健室及び心の教室に「スクール・セクハラ相談窓口」を設置し、学校便り等により生徒及び保護者に周知徹底する。
 - ・スクール・セクハラ根絶に向けた内容について校内研修を行う。
 - ・生徒、保護者、教職員を対象とした定期的なアンケート調査の実施
 - ・生徒、保護者への第三者相談機関(毎年県教委から通知される)の周知徹底
- (3) 良好な人間関係づくり
- ・職員間の報告・連絡・相談が円滑に行われるような職場の人間関係
 - ・スクール・セクハラに悩む生徒のシグナルを見落とさない生徒との人間関係構築に努める。
- (4) スクール・セクハラ事案に対する対応の具体



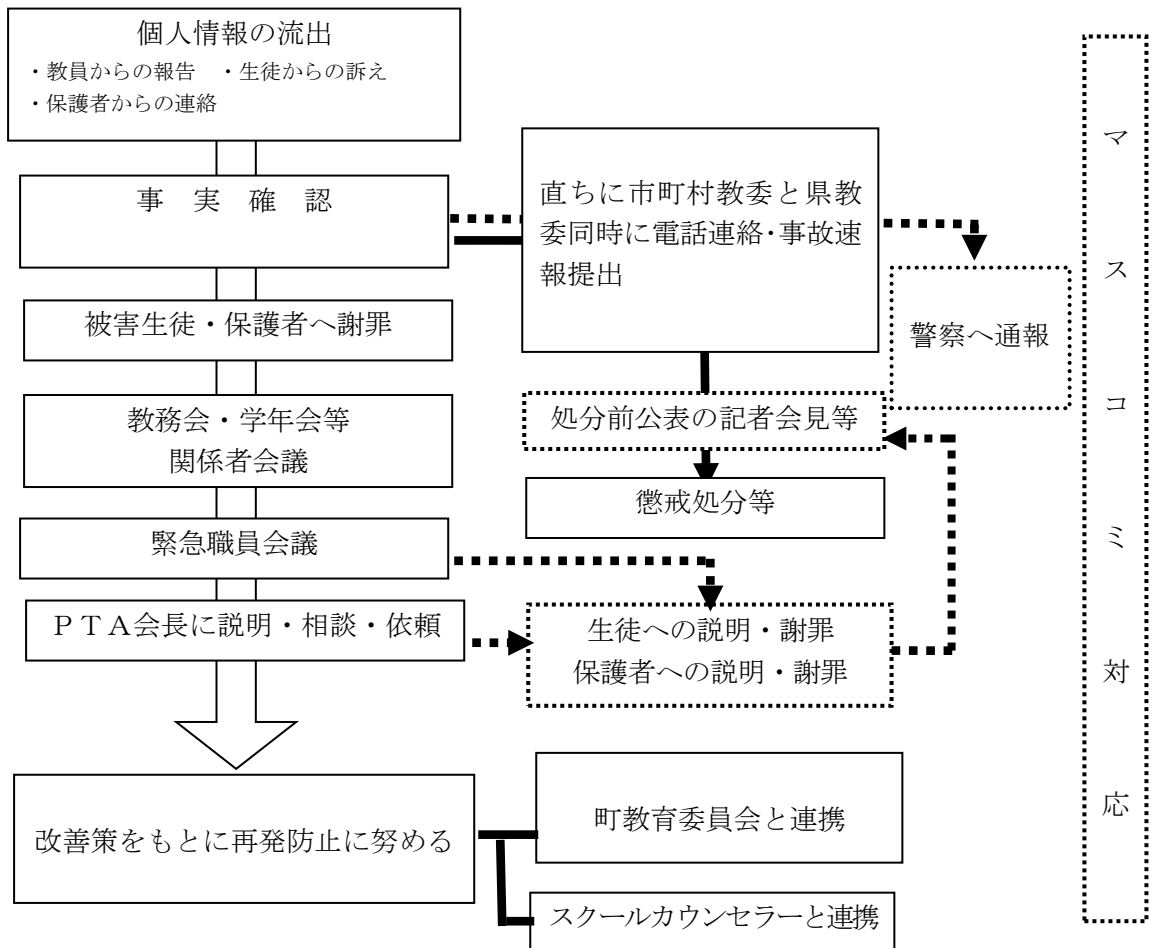
(5) 留意点

- ① 生徒からの事情聴取にあたって、教職員は威圧的な態度にならないよう注意する。
- ② 被害者の意向やプライバシーに十分配慮して、誠意を持って謝罪・対応する。
- ③ 校長(教頭)と学級担任が被害者宅を訪れ、被害者と保護者にスクール・セクハラについての説明と謝罪をする。
- ④ 学級や部活動の保護者会で説明・謝罪をする場合には、PTA会長や必要に応じ、それぞれの保護者会長にも非違行為の状況等を説明し、協力を依頼する。

【3】個人情報及び情報管理について日常の取り組みと個人情報流出時の対応

～情報セキュリティー・ポリシーについて～

- (1) 生徒の個人情報及び情報管理に対する正しい理解と認識を持つ。
 - ・校内及び下諏訪町公立学校の「情報管理マニュアル」に従う。
 - ・生徒及び保護者、教職員の個人情報は校外に持ち出さないことを徹底する。
やむを得ず、個人情報の入ったデータを外部に持ち出す際には、必ず校長の承認を得るとともに、定められた手続きを遵守する。
 - ・決められた手続きによって情報を持ち出す場合は、USB等の記録媒体の管理は自己の責任によって確実に行い、紛失等の自己の発生には十分配慮する。
 - ・個人情報が含まれるデータには必ずパスワードを設定する。
 - ・個人所有のパソコンには、個人情報のデータを保存しない。
- (2) 下諏訪町公立学校「情報管理マニュアル」
 - ・別冊子参照
- (3) 校内「情報管理マニュアル」
 - ・別冊子参照
- (4) 個人情報流出事案に対する対応の具体



(5) 留意点

- ① 生徒及び保護者からの事実確認は正確に行う。
- ② 被害者の意向やプライバシーに十分配慮して、誠意を持って謝罪・対応する。
- ③ 校長（教頭）と学級担任が被害者宅を訪れ、被害者と保護者に個人情報流出の経緯について説明するとともに謝罪をする。
- ④ 学級や部活動の保護者会で説明・謝罪をする場合には、PTA 会長や必要に応じそれぞれの保護者会長にも非違行為の状況等を説明し、協力を依頼する。

【4】教職員によるわいせつ行為及び飲酒運転の根絶に向けた取り組み

近年の度重なる教職員によるわいせつ事案と酒気帯び及び飲酒運転事案発生を重く受け止め、係る事案の根絶に向け、次のような取り組みを徹底して行うこととする。

(1) わいせつ行為防止

- ① わいせつ行為防止については、係る事案の根底に生徒に対する教職員の人権感覚の欠如があることを認識し、校長は職員会議等を利用し、機会ある毎に教職員によるわいせつ行為防止について職員指導するとともに、適切な研修の機会を設ける。
- ② 年2回実施している人権教育月間の期間中に、教職員の人権感覚を高める研修を計画し、係る事案の発生防止に努める。
- ③ 係る事案が発生した場合は、職員による非違行為発生時のマニュアルに沿って、速やかに下諏訪町教育委員会及び県教育委員会に報告するとともに、生徒及び保護者への説明を行う。

(2) 飲酒運転防止

- ① 酒席に際しては、校長及び教頭が参加職員の飲酒による参加かどうかをあらかじめ確認し、飲酒する職員については、その帰宅方法について指導する。
- ② 酒席は、遅くとも午後9時までに終了することとし、翌日に酒気帯び状態で通勤することがないよう配慮する。
- ③ 校長は、職員会議等を利用し、機会ある毎に飲酒運転根絶について職員指導するとともに、適切な研修の機会を設ける。
- ④ 係る事案が発生した場合は、職員による非違行為発生時のマニュアルに沿って、速やかに下諏訪町教育委員会及び県教育委員会に報告するとともに、生徒及び保護者への説明を行う。